

袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業

補助金申請手続きの手引き

袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業は、市内の木造住宅で一定の条件を満たすものについて耐震改修工事を行う場合、改修費用の一部を袖ヶ浦市が補助を行う事業です。

対象となる住宅

袖ヶ浦市が行っている木造住宅耐震診断を受けた住宅で、診断の結果、総合評点が1.0未満(倒壊する可能性がある、倒壊する可能性が高い)と判定された木造の個人住宅(自己所有で、自ら居住しているもので木造軸組工法によって建てられたもの)が対象となります。

目次

袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業概要	3
袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業フロー	4
【申請手続き】	
1 注意(申請前の確認事項)	5
2 補助を受けるための条件	5
3 補助金を受けるまでの手続きの流れ	6
4 設計・施工業者選定、設計監理契約	6
5 耐震改修計画書の作成	7
6 耐震改修計画適正評価申請	7
7 補助確定申請	8
8 工事請負契約、着工	8
9 工事中間検査・変更承認申請	8
10 工事完了	9
11 完了検査	10
12 補助金交付申請	10
13 補助金交付請求	10
14 その他	11
【申請書様式】	12~20
袖ヶ浦市耐震改修促進協議会提出	
1 耐震補強設計監理・改修業者推薦依頼書	
2 木造住宅耐震改修計画適正評価申請書	
3 木造住宅耐震改修(中間・完了)検査申請書	
市役所都市整備課提出	
1 袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業 補助認定申請書	
2 袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業 補助変更承認申請書	
3 袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業 中止(廃止)届	
4 袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業 補助金交付申請書	
5 袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業 補助金交付請求書	
6 禁止事項に係る誓約書	
【申請書記入例】	21~24

袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業概要

■ 目的

木造住宅に係る耐震改修に要する費用の一部を補助し、地震による木造住宅の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、地震に対する安全性を向上させることで、当該木造住宅の倒壊による道路閉塞を防ぎ、緊急輸送路や避難路を確保するなど地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

■ 対象となる建築物

以下のすべてに該当するもの

- ・ 袖ヶ浦市民である所有者が自ら居住する一戸建て又は併用住宅（居住の用に供する部分が当該住宅の延べ床面積の1/2以上のもの）
- ・ 木造在来軸組工法で建てられた2階建て以下の住宅。
- ・ 市の木造住宅耐震診断事業において補強の必要性が認められたもの。

■ 補助対象者

- ・ 対象建築物を所有し、かつ、居住する個人

■ 補助対象となる経費

- ・ 耐震改修（耐震性能向上を含む）工事に要した経費。
- ・ 上記工事に関しての耐震設計監理に要した経費。

■ 補助対象工事の種類

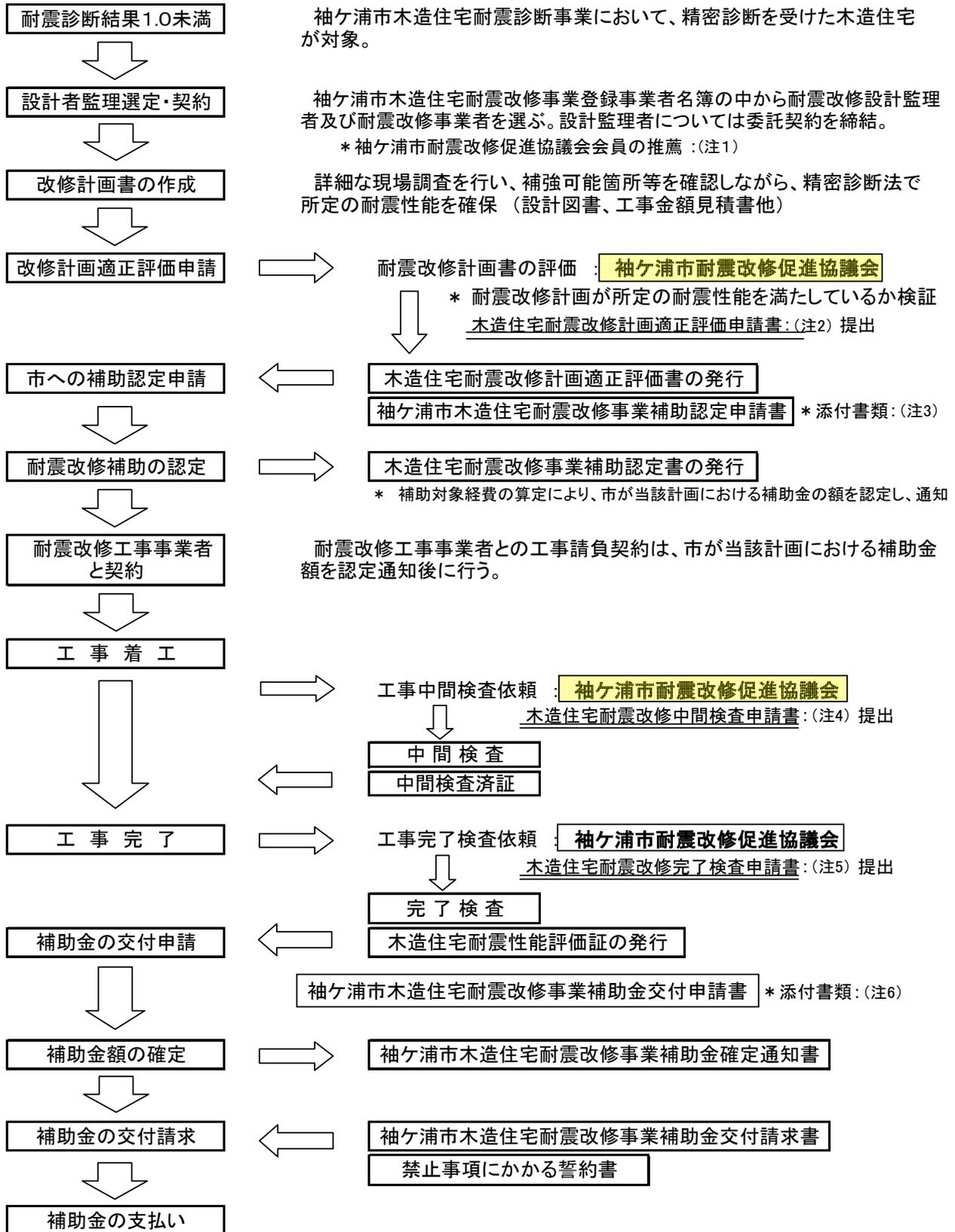
- ・ 耐震改修工事
耐震性の総合評点1.0未満の建物を1.0以上にする工事
- ・ 耐震性能向上工事
耐震性能を向上させる工事（総合評点が0.7未満のものを0.3以上向上させる工事。最小値は0.7とする。）ただし、65歳以上の者または身体障害者福祉法による身体障害者手帳1級若しくは2級の者（以下「高齢者等」という。）が行うものに限る。

■ 補助金の額

補助対象工事等	補助対象者	補助率	限度額
耐震設計監理	一般・高齢者等	1/2	100,000円
耐震改修工事	一般	1/3	400,000円
耐震性能向上工事	高齢者等	2/3	500,000円

※ 補助率は税別の金額に乗じます。

袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業フロー



申請手続き

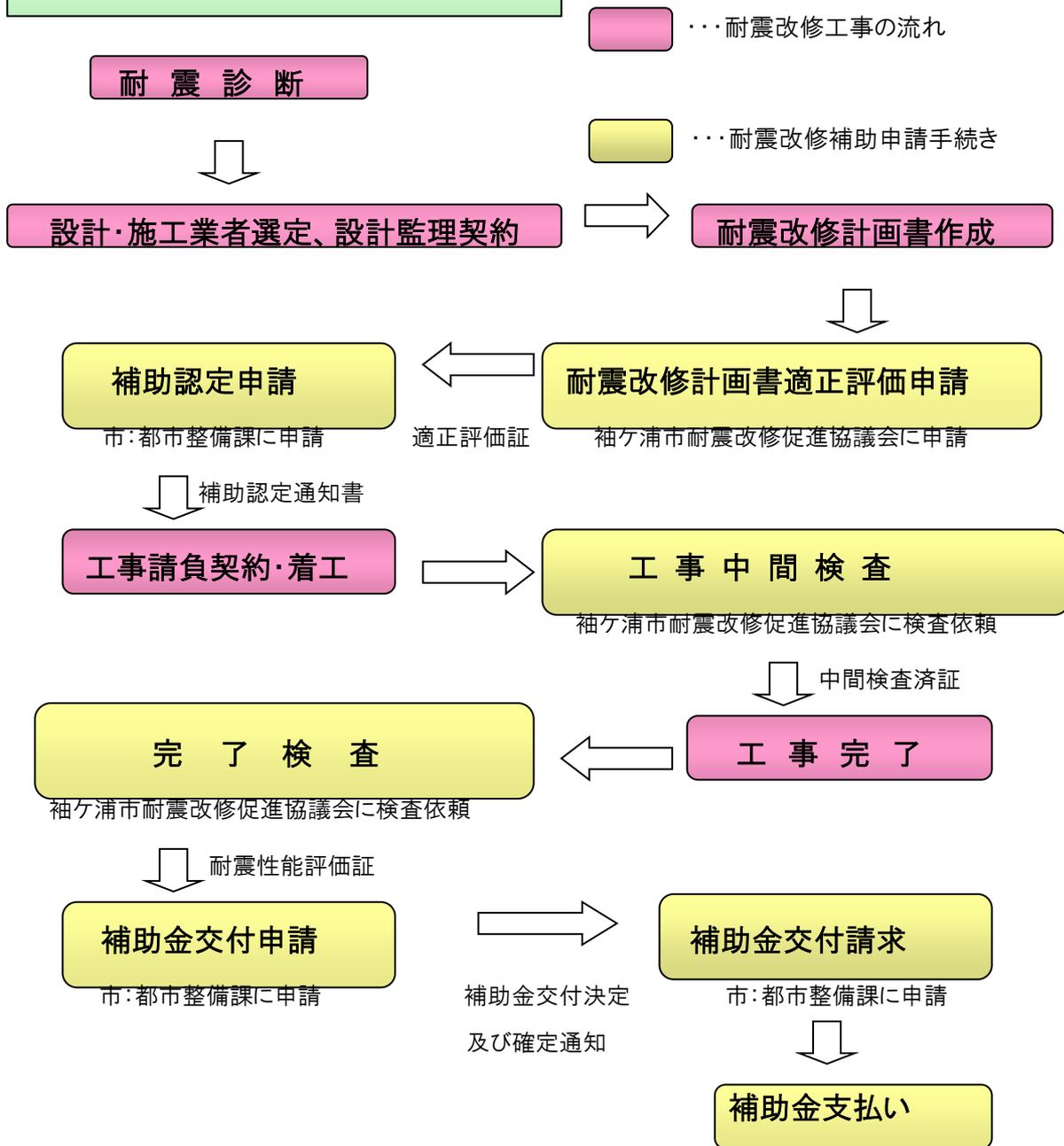
1. ご注意（申請前の確認事項）

- (1) 補助を受けるためには、いくつか条件がありますので再度ご確認ください。
- (2) 市に補助金交付申請を行う前に、まず耐震改修計画を依頼する業者を選び、設計委託契約を結んだ後に耐震改修計画を作成し、袖ヶ浦市耐震改修促進協議会に改修計画の認定を受けてください。
- (3) 耐震改修事業者との契約は工事代金と補助金額とのトラブルを防ぐため、補助金交付決定及び確定通知書の通知後に行うことをお勧めします。
- (4) 市からの補助金支払いは、耐震改修工事の完了後となります。補助認定通知書を受けていても、改修工事を取りやめた場合などは、補助金は支払われません。
- (5) 耐震改修工事をする住宅は、原則建築確認を得て着工したものであることが必要です。実際の住宅が建築確認どおり建築されていない、または、増築等をして明らかに建築基準法に違反しているものは、その状態では補助は受けられませんので、改修計画とあわせて現行法令に適合するように違反部分を是正していただく必要があります。（このときに是正する部分にかかる工事費は、補助の対象とはなりません。）
- (6) 増築を伴う耐震改修工事は、現行の建築基準法に適合させていただく必要があります。

2. 補助を受けるための条件

- (1) 住宅の所有者が、自ら居住する為に行う耐震改修であること。
 - ◇ 借家は対象となりません。事務所や店舗等非住宅と併用の場合は、改修後も半分以上を住宅として使用する場合のみ適用となります。また、補助を受けた場合、改修後、5年間は居住する予定であることが前提となります。
- (2) 木造在来工法の一戸建てであること。
 - ◇ 共同住宅や他に区分所有者のいる長屋等は対象になりません。また、木造の一戸建てでも、ツーバイフォー工法、木質パネル等のプレハブ工法、丸太組工法等木造軸組構法以外の住宅は対象になりません。
- (3) 市の耐震診断事業による診断結果が1.0未満(地震による倒壊等の危険性が認められたもの)の住宅であること。
 - ◇ (財)日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」(2004年 改訂版)に定められた精密診断法において行った耐震診断の結果に地盤や基礎の評価を加味したもの(総合評価点)が1.0未満となる場合が対象となります。
 - ◇ (財)日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」(2004年改訂版)に定められた一般診断法や改正以前の結果では、対象の判断はできません。改めて市の耐震診断や上記の診断法により耐震診断を行ってください。
- (4) 耐震改修により、原則として総合評価点が1.0以上に向上すること。
 - ◇ 総合評価点が1.0以上とは、「一応安全」…建築基準法の現行規定を最低限満足する耐震性とほぼ同等程度です。大地震に対して十分な耐震性を確保したい場合には、総合評価点が1.5以上となるような耐震改修を行うことが必要です。
 - ◇ 高齢者等(65歳以上又は、障害者手帳1級若しくは2級)が所有し、居住する住宅の改修については、生命の安全を優先し改修後の総合評価点が1.0未満であっても、建物が倒壊しない程度まで耐震性を向上させる(最低基準は総合評価点0.7以上)耐震性向上工事について補助の対象となります。詳しくは市役所都市整備課(TEL62-3645)にお問い合わせください。

3. 補助金を受けるまでの手続きの流れ



4. 設計・施工業者選定、設計監理契約

- (1) 袖ヶ浦市では、悪質業者によるトラブルを防止し、安心して耐震改修工事を進めていただくことを目的に、設計・施工業者について登録制度を採用しています。
- (2) 本制度を利用して耐震改修工事を行う場合は、登録されている設計・施工業者の中から選択していただくようお願いいたします。なお、登録されていない事業者には設計・施工を依頼される場合は、事業者が市に登録申請をしていただく必要があります。
- (3) 登録事業者名簿は、市ホームページのほか、市役所都市整備課で閲覧することができます。
- (4) 市に登録している耐震設計監理者の中から耐震改修計画作成及び工事監理を依頼する業者を選んだら、設計監理契約を締結してください。

なお、工事施工業者については選定までは行っても結構ですが、工事請負契約については請負金額のトラブル防止のため、市の補助事業認定後、補助金の額が決定してから契約されることをお勧めします。

5. 耐震改修計画書の作成

(1) 耐震設計監理者に依頼して、精密診断法に基づく耐震改修計画を作成する。

- ◇ 耐震設計監理者と契約をしたら、詳細な現地調査により補強可能箇所等を確認しながら、精密診断法で所定の耐震性能を確保できるよう耐震改修計画を作成します。

この時、耐震改修についてご自身の希望や予算について設計監理者にはっきり伝えてください。

- ◇ 補助を受けて耐震改修を行った場合は、原則として5年間は耐震上不利となるリフォーム工事を行うことができなくなります。将来的にリフォームの計画がある場合には、耐震設計監理者にあらかじめ相談してください。

6. 耐震改修計画適正評価申請

(1) 袖ヶ浦市耐震改修促進協議会(以下「協議会」という。)に耐震改修計画書の適正評価を申請し、評価をうける。

- ◇ 作成した耐震改修計画が、所定の耐震性能を満たすための補強工事となることについて、協議会が検証します。以下の書類を協議会事務局に提出してください。

◇ 提出書類

- ① 木造住宅耐震改修(当初)計画適正評価申請証
- ② 市耐震診断事業における耐震診断データの写し
- ③ 設計図書(現況、補強計画⇒案内・配置図、仕上表、各階平面図、立面図等)紙及び電子データ
- ④ 耐震診断(精密診断)結果(現況及び補強計画):紙及び電子データ
- ⑤ 現況写真:写真又は電子データ
- ⑥ 耐震改修部分の工事金額見積書

* 提出部数:

- ・ ③、⑥は**2部**、その他は**1部**提出。電子データについては CD 焼付け提出。
- ・ 申請に係る設計図書には設計者の記名捺印が必要です。

- ◇ 耐震改修計画の適正が認められたものについては、協議会から適正評価証(提出書類③、⑥に評価済印を押印し一緒に返却)が発行されます。

7. 補助認定申請

(1) 市に補助認定を申請し、耐震改修計画が補助対象事業となることの認定を受ける。

- ◇ 協議会より適正評価を受けた耐震改修計画が、補助対象となることを、市が審査し、認定します。以下の書類を市役所都市整備課に提出してください。

◇ 提出書類

- ① 袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業補助認定申請書
- ② 木造住宅耐震改修(当初)計画適正評価証(協議会発行)の写し
- ③ 申請住宅の現況図(案内・配置図、仕上表、各階平面図、立面図等)紙及び電子データ
- ④ 耐震改修計画図(工法、部位、補強内容等を示す図面)写し紙及び電子データ

- ⑤ 耐震診断データ(現況精密診断及び補強計画):紙及び電子データ
 - ⑥ 工事工程表(予定):紙
 - ⑦ 耐震改修の工事金額見積書(申請書記載金額の根拠):紙又は電子データ
 - ⑧ 申請住宅について申請者の所有及び居住が確認できる書類
家屋の評価額証明、住民票等
 - ⑨ 申請者の市税納税証明
(市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車)
 - ⑩ その他市が必要と認めた書類
 - * 提出部数: 2部(電子データ:CDは1枚で可)
 - ・ 電子データについては CD 焼付け提出。
 - ・ 耐震改修計画図写し(紙データ)は協議会の評価済印のあるものを添付。
- ◇ 申請していただいた内容を審査し、耐震改修計画を承認した時は袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業補助認定通知書にて通知いたします。(工事着工は認定通知受領後に行ってください。)
- * 補助認定通知書は補助金の支払いをお約束するものではありません。その後、補強工事が行われなかった場合や工事の完了検査に合格しなかった場合、その他要綱に違反した場合は、補助金は支払われませんのでご注意ください。

8. 工事請負契約、着工

- (1) 市に登録した耐震改修事業者の中から耐震改修工事を依頼する業者を選ぶ。
- ◇ 市内業者で、市の指定する耐震改修等に係る技術講習会を修了することが、業者登録の条件となっています。
 - ◇ あらかじめ、改修事業者が決定している場合でも、工事請負契約は、市からの認定通知後にすることを勧めます。
- (2) 耐震改修計画を基に詳細な工事見積書を耐震改修事業者に提出させ、工事請負契約を結ぶ。
- ◇ 工事請負契約後、耐震設計監理者と改修事業者(工事施工業者)を交えて工事内容を確認し、着工してください。

9. 工事中間検査・変更承認申請

- (1) 耐震改修工事が主要な工程に達した時点で、協議会の中間検査を受ける。
- ◇ 工事の主要な工程が確認できる時期(例:すじかいや補強金物等の取付状況が現場で確認できる時期)をあらかじめ協議会の評価員に連絡しておき、日程を調整の上、中間検査を受けてください。以下の書類を協議会事務局に提出してください。
- ☆ 提出書類
- ① 木造住宅耐震改修中間検査申請書
 - ② 設計図書(案内図、平面図、補強図面等):紙
 - ③ 工事写真:写真または電子データ
 - * 提出部数: 2部(電子データ:CDは1枚で可)
 - ・ 電子データについては CD 焼付け提出。
- (2) 工事内容に変更が生じた場合は、耐震改修計画の変更を行うとともに、協議会に変更計画の適正評価を申請し、評価を受ける。
- ◇ 工事着工後、耐震性能に影響を及ぼす工事の変更を行う場合、耐震設計監理者に相談し変更後の耐震性を検証し、所定の耐震性能を満たすことを確認してください。また、この際、耐震設計監理者は協議会の評価員に変更内容と検証結果を報告し指示を受けてください。

◇ 工事内容の変更は工事期間内に確定し、木造住宅耐震改修(変更)計画適正評価申請書を提出し、協議会の変更適正評価を受けてください。

以下の書類を協議会事務局に提出してください。

☆ 提出書類

- ① 木造住宅耐震改修(変更)計画適正評価申請書
- ② 変更内容概要説明書書(様式任意):紙又は電子データ
- ③ 変更後設計図書(案内図、平面図、補強図面等):紙又は電子データ
- ④ 変更後耐震診断電子データ(精密診断及び補強計画)
- ⑤ 変更後耐震改修部分の工事金額見積書

* 提出部数: 2部(電子データ:CDは1枚で可)

・ 電子データについては CD 焼付け提出。

(3) 工事の変更が補助対象工事金額の変更を伴う場合、市に補助変更承認申請書を提出し、承認を得る。

◇ 補助認定通知後、補助対象工事金額の変更が生じた場合は、速やかに市に報告し、指示を受けてください。

◇ 上記変更は工事期間内に変更内容を確定し、協議会の変更適正評価を受けた後、市に補助変更承認申請書を提出してください

以下の書類を市役所都市整備課に提出してください。

☆ 提出書類

- ① 袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業補助変更承認申請書
- ② 木造住宅耐震改修(変更)計画訂正評価書(協議会発行)の写し
- ③ 変更後耐震改修計画図(工法、部位、補強内容等を示す図面等):
写し又は電子データ
- ④ 変更後耐震診断データ(精密診断及び補強計画)
紙及び電子データ
- ⑤ 変更後耐震改修部分の工事金額見積書(申請書の記載金額の根拠)
紙又は電子データ
- ⑥ その他市長が必要と認めた書類

* 提出部数: 2部(電子データ:CDは1枚で可)

・ 電子データについては CD 焼付け提出。

・ 耐震改修計画図写し(紙データ)は、協議会の評価済印のあるものを添付してください。

10. 工事完了

(1) 耐震設計監理者による工事完了検査の実施及び報告。

◇ 耐震改修計画(評価を受けた最終のもの)に基づき耐震改修工事が完全に履行されていることを目視及び写真により確認し、手直しがある場合には施工者に指示します。

◇ 耐震設計監理者は工事の完了を認めた場合には施主に工事完了報告します。

11. 完了検査

(1) 施主による工事完了確認後、協議会に完了検査の申請を行う。

- ◇ 工事の完了が確認できましたら、協議会に完了検査を申請し、日程を調整の上、完了検査を受けてください。

以下の書類を協議会事務局に提出してください。

☆ 提出書類

- ① 木造住宅耐震改修(完了)検査申請書
- ② 竣工図書(案内図、平面図、補強図面等):紙又は電子データ
- ③ 竣工時耐震診断データ(精密診断及び補強計画)
紙及び電子データ
- ④ 工事写真:写真又は電子データ
- ⑤ 数量調書、伝票等(検査時に現地で確認)

* 提出部数: 2部(電子データ:CDは1枚で可)

・ 電子データについては CD 焼付け提出。

- ◇ 完了検査の結果、支障がなければ協議会より「木造住宅耐震性能評価証」が交付されます。

12. 補助金交付申請

(1) 木造住宅耐震性能評価証交付後、市に補助金交付申請を行う。

- ◇ 協議会より「木造住宅耐震性能評価証」が交付された後、市に補助金交付申請を行います。

以下の書類を市役所都市整備課に提出してください。

☆ 提出書類

- ① 袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書
- ② 木造住宅耐震性能評価証及び竣工図書(評価済み)
写し及び電子データ
- ③ 竣工時耐震診断データ(精密診断及び補強計画)
紙及び電子データ
- ④ 工事写真:写真又は電子データ(補助対象工事の内容が確認できるもの)
- ⑤ 数量調書(様式任意:補助対象工事の内容が確認できるもの)
- ⑥ 設計監理契約書及び工事請負契約書の写
- ⑦ 設計監理料、工事請負代金の支払いを証明する書類(領収書又は銀行
の振込通知書等の写し)

* 提出部数: 1部(電子データ:CDは1枚で可)

・ 電子データについては CD 焼付け提出。

- ◇ 補助金交付申請書提出後、支障がなければ市より「袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業補助金交付決定及び確定通知書」が交付されます。

13. 補助金交付請求

(1) 補助金交付請求書により補助金請求を行う。

- ◇ 市からの補助金交付決定及び確定通知書により補助金の確定額が通知されましたら、市に補助金交付請求を行ってください。

以下の書類を市役所都市整備課に提出してください。

☆ 提出書類

- ① 袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書
- ② 袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業補助金交付決定及び確定通知書写し
- ③ 禁止事項に係る誓約書

◇ 概ね一ヶ月位で申請者の口座に補助金が振り込まれます。

14. その他

(1) 補助申請の受付について

- ◇ 本事業に係る補助金については、当初予算の範囲内での受付となります。
補助金交付受付は、市への補助認定申請の先着順となります。
今年度の予算枠を超えた場合は補助申請を受けることができない場合があります
ので、改修計画を発注する前に補助金申請状況を市にお問い合わせください。

耐震補強設計監理・改修業者推薦依頼書

袖ヶ浦市耐震改修促進協議会長 様

氏 名 印

私は、下記住宅の耐震改修工事を進めるにあたり、補強計画の作成、工事の施工及び監理業者の選定につき、貴会から良質な業者の紹介を受けたいので、推薦願います。

住 所	〒 TEL			
	袖ヶ浦市			
建物所在地	〒 TEL			
	袖ヶ浦市			
建 物 概 要	構 造	木造 階建	診 断 番 号	H —
	1階床面積	㎡	耐震診断士名	
	2階床面積	㎡	耐震診断士名	

※建物概要欄は、お手元にある「袖ヶ浦市木造住宅耐震診断結果通知書」を参照のうえ、ご記入ください。

※補強設計監理業者・改修業者のどちらかを既に決定されている場合は、以下の通信欄にその旨をご記入ください。

<p>通信欄：推薦者に対する要望等、ご自由にお書きください。 (例：1.前回診断に来てくれた人、 2.設計者は決定してるので施工者だけ・・・等)</p>

木造住宅耐震改修（中間・完了）検査申請書

袖ヶ浦市耐震改修促進協議会長 様

申請者名

印

私は、以下の耐震改修工事について貴協議会の検査を受けたいので申請します。

申請日 年 月 日

建物所有者氏名	フリガナ		住宅の所在地		〒 ー		袖ヶ浦市	
	印							
工事監理者	住所						市耐震診断士登録番号	
	氏名	印	電話			第 H ー		
改修内容	補強方針							
	補強工事概要（工事部位、目的、工事仕様、数量、工期等）						工事費（千円）	
改修内容	備註	階	方向	評点	判定			監理者コメント
		2	X					
			Y					
		1	X					
	Y							
地盤・基礎安全係数			別紙「安全係数」設定調査書					
総合評価								
検査欄	改修箇所	チェック	項目	確認方法	評価	検査員記入欄		
	総合評価							
※協議会使用欄	検査員			市耐震診断士登録番号	第 H ー			
	検査員			市耐震診断士登録番号	第 H ー			
	会長			印	耐震改修補強計画審査員承認欄			

様式第1号(第7条関係)

受付番号	—
------	---

袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業
補助認定申請書

袖ヶ浦市長様

今後継続して居住することを前提に、自ら所有する木造住宅に実施する耐震改修について補助金の交付を受けたいので、袖ヶ浦市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

申請者氏名	カガナ		住宅の所在地	〒 ー 袖ヶ浦市				
代理者氏名			連絡先	本人・代理者	電話			
診断及び補強計画者	住所				耐震設計監理者登録番号			
	氏名	印		電話	耐震診断士登録番号			
	資格							
施工者	住所				耐震改修事業者登録番号			
	氏名	印		事業所名	建設業法許可番号			
	主任技術者名			電話				
建物概要	木造軸組工法	階	1階	m ²	2階	m ²	居住用面積の合計	m ²
診断結果	袖ヶ浦市木造住宅耐震診断結果		番号	H	ー	地盤基礎		診断結果
	精密耐震診断結果(現況)		上部構造評点			安全係数		総合評点
	精密耐震診断結果(改修計画後)		上部構造評点			安全係数		総合評点
耐震改修計画及び補助金算定根拠	工事予定期間	着手： 年 月 日 ~ 完了： 年 月 日						
	耐震改修工事に係る補助対象経費の算定							
	区分	工事部位	予定工事量	単位	見積単価	見積金額	標準単価	補助対象経費
			a		b	c=a×b	d	e=c又はa×dの最小値
耐震改修工事補助対象経費の合計 f								
耐震設計監理に係る補助対象経費の算定								
工事補助対象経費	料率	料率による設計金額		実施設計費見積金額		設計補助対象経費		
f	g	h=f×g		i		j=h又はiの最小値		
耐震改修工事補助金予定額	o=m又はkの最小値、千円未満切捨て			補助算定額	m=f/3	限度額	k	
							400,000円	
耐震性能向上工事補助金予定額	p=n又はlの最小値、千円未満切捨て			補助算定額	n=f・2/3	限度額	l	
							500,000円	
耐震設計監理補助金予定額	q=r又はsの最小値、千円未満切捨て			補助算定額	r=j/2	限度額	s	
							100,000円	
耐震改修補助金交付申請予定額	q+oもしくはp							
* 袖ヶ浦市 使用欄	上記耐震改修計画について、内容を審査したところ、適正と認められるので、認定したい。						受付欄	

様式第4号(第9条関係)

認定番号	—
------	---

袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業
補助変更承認申請書

袖ヶ浦市長様

第 号で認定された耐震改修の変更について承認を受けたいので、袖ヶ浦市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第9条第1項の規定により下記のとおり申請します。

承認申請日	年 月 日
-------	-------

申請者 氏名	フリガナ	連絡先 印	代理人氏名			
			本人・代理人	電話		

*補強計画者・工事監理者・施工者の決定、変更があった場合に記入してください。

補強計画者・工事監理者	住所			耐震設計監理者登録番号		
	氏名	印	電話			耐震診断士登録番号
	資格	(1級・2級・木造)建築士(大臣・知事)登録第		市第 H —		
施工者	住所			耐震改修事業者登録番号		
	氏名	印	事業所名	建設業法許可番号		
	主任技術者名			電話		

*補強計画、金額等に変更があった場合に記入してください。

変更の概要								
変更後の耐震改修計画及び補助金算定根拠	改修促進強化地区	内・外	耐震改修後の安全率			耐震改修後の総合評価点		
	工事予定期間	着手： 年 月 日 ~ 完了： 年 月 日						
	耐震改修工事に係る補助対象経費の算定							
	区分	工事部位	予定工事量	単位	見積単価	見積金額	標準単価	補助対象経費
			a		b	c=a×b	d	e=c又はa×dの最小値
		耐震改修工事補助対象経費の合計 f						
耐震設計監理に係る補助対象経費の算定								
工事補助対象経費	料率	料率による設計金額		実施設計費見積金額		設計補助対象経費		
f	g	h=f×g		i		j=h又はhiの最小値		
耐震改修工事補助金予定額	o = m 又は k の最小値、千円未満切捨て			補助算定額	m = f/3	限度額	k	
耐震性能向上工事補助金予定額	p = n 又は l の最小値、千円未満切捨て			補助算定額	n = f・2/3	限度額	l	
耐震設計監理補助金予定額	q = r 又は s の最小値、千円未満切捨て			補助算定額	r = j/2	限度額	s	
耐震改修補助金交付申請予定額	q + o もしくは p							

* 袖ヶ浦市 使用欄	上記耐震改修計画の変更について、内容を審査したところ、適正と認められるので、承認したい。					受付欄

様式第6号（第9条関係）

認定番号	—
------	---

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住 所

氏 名 印

袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業
中 止 （ 廃 止 ） 届

年 月 日付け第 号で認定された耐震改修の
計画については、下記の理由により、事業を（中止・廃止）するので、届け出ます。

記

*受付番号	—
-------	---

袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業
補助金交付申請書

袖ヶ浦市長 様

第 号で認定された耐震改修が完了しましたので、補助金の交付について袖ヶ浦市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり申請します。

		交付申請日		年 月 日		
申請者氏名	フリガナ		住宅の所在地	〒 —		
	印					
代理者氏名		印	連絡先	本人・代理者	電話	
改修事業者等確認欄	この耐震改修については、関係法令を遵守し、別添耐震改修結果報告のとおり完了したことを証します。					
	補強計画者工事監理者	住所			耐震設計監理者登録番号	
		氏名	印	電話	耐震診断士登録番号	
	資格	(1級・2級・木造)建築士 (大臣・知事) 登録 第 号			市第 H —	
	施工者	住所			耐震改修事業者登録番号	
氏名		印	事業所名	建設業法許可番号		
主任技術者名			電話			
耐震改修工事補助金申請額		A		千円		
耐震性能向上工事補助金申請		B		千円		
耐震設計監理補助金申請額		C		千円		
耐震改修補助金交付申請額		A 若しくは B + C		千円		

* 袖ヶ浦市 使用欄	上記補助金の交付申請について、内容を審査したところ、適正と認められるので、交付決定したい。				受付欄

受付番号	—
------	---

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住 所

氏 名

印

袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業

補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日付け 第 号 袖ヶ浦市達第 号で通知された
補助金の交付について、袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第13条の規定により、
下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

一金

--	--	--

,

0

0

0

円

2 振込先

金融機関名

銀行

支店

口座の種類

普通 ・ 当 座

口座番号

フリガナ

口座名義人

（*申請者のものに限る）

様式第11号（第13条関係）

受付番号	—
------	---

月 日

袖ヶ浦市長 様

住 所

氏 名 印

禁 止 事 項 に 係 る 誓 約 書

平成 年 月 日付け 第 号 袖ヶ浦市達第 号で補助金の交付を受けた
住宅について、下記のとおり誓約いたします。

記

- 1 補助金の交付日から5年間は、耐震上不利となるような、改修工事や増改築は行いません。
- 2 やむを得ず上記1に抵触する場合は、事前に市長に報告し、承認を求めます。

記入例

袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業

補助認定申請書

袖ヶ浦市長 様

今後継続して居住することを前提に、自ら所有する木造住宅に実施する耐震改修について補助金の交付を受けたいので、袖ヶ浦市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

申請日 ○○年 ○月 ○日

申請者	カガナ ソデガウラ タロウ	住宅の	〒 299 - 0292
氏名	袖ヶ浦 太郎 (印)	所在地	袖ヶ浦市 坂戸市場1-1
代理者氏名※1	耐震 守 (印)	連絡先	本人・代理者 電話 0438-**-****
診断及び補強計画者※2	住所	袖ヶ浦市奈良輪****	耐震設計監理者登録番号
	氏名	計画 建士 (印)	電話 0438-**-****
	資格	一級建築士 大臣登録第*****号	耐震診断士登録番号※3 市第H**-*-****
施工者※4	住所	袖ヶ浦市福王台****	耐震改修事業者登録番号 H**施工-****
	氏名	補強 強司 (印) *5	事業所名 正直工務店(有) 建設業法許可番号
	主任技術者名	施工 忠士	電話 0438-**-**** (般-**)第*****号

建物概要	木造軸組工法	2 階建	1 階	80.5 m ²	2 階	42.6 m ²	居住用面積の合計	0 m ²
診断結果	袖ヶ浦市木造住宅耐震診断結果		番号	H** - ***	地盤基礎		診断結果	0.650
	精密耐震診断結果 (現況)		上部構造評点	0.810	安全係数	0.900	総合評点	0.729
	精密耐震診断結果(改修計画後)		上部構造評点	1.110	安全係数	0.900	総合評点	1.100

工事予定期間 着手 : 平成 ○○年 ○月 ○日 ~ 完了 : 平成 ○○年 ○月 ○日

耐震改修工事に係る補助対象経費の算定

区分	工事部位	予定工事量	単位	見積単価	見積金額	標準単価	補助対象経費	
※6		a		b	c=a×b	d	e= c又はa×d の最小値	
A・B	基礎・接合部	10	ヶ所	35,000 円	350,000 円	40,000 円	350,000 円	
耐震改修計画及び補助金算定根拠	A	耐力壁	5	ヶ所	75,000 円	375,000 円	70,000 円	350,000 円
	A	耐力壁	2	ヶ所	130,000 円	260,000 円	120,000 円	240,000 円
	B	接合部	60	ヶ所	8,000 円	480,000 円	10,000 円	480,000 円
	D	開口補強	4	ヶ所	30,000 円	120,000 円	25,000 円	100,000 円

同じ項目でも、標準単価が異なるものは、別々に書いてください。(耐力壁等)ここに書ききれない場合には、別記に記入して添付してください

耐震改修工事補助対象経費の合計 f 1,520,000 円

耐震設計監理に係る補助対象経費の算定

工事補助対象経費	料率	料率による設計金額	実施設計費見積金額	設計補助対象経費
f	g	h=f×g	i	j = h 又はiの最小値
1,520,000 円	14.87%	226,000 円	200,000 円	200,000 円

耐震改修工事補助金予定額	o = m 又は k の最小値、千円未満切捨て	補助算定額	m = f/3	限度額	k
	400,000 円	506,667 円		400,000円	
耐震性能向上工事補助金予定額	p = n 又は l の最小値、千円未満切捨て	補助算定額	n = f・2/3	限度額	l
				500,000円	
耐震設計監理補助金予定額	q = r 又は s の最小値、千円未満切捨て	補助算定額	r = j/2	限度額	s
	100,000 円	100,000 円		100,000円	
耐震改修補助金交付申請予定額	q + o もしくは p				

* 袖ヶ浦市 使用欄	上記耐震改修計画について、内容を審査したところ、適正と認められるので、認定したい。					受付欄

* 注釈については裏面参照

注 釈

- ※ 1 代理人については本人申請の場合は不要。また設計監理者を代理人とすることもできる。
- ※ 2 診断及び補強計画者は、市に登録した耐震設計監理者より選定する。
- ※ 3 上記の者が市の耐震診断士でない場合は、耐震設計監理者登録番号を記入する。
- ※ 4 施工者は、市に登録した耐震改修事業者より選定する。
- ※ 5 施工業者の代表者名を記入する。
- ※ 6 区分については以下のとおりとする。

区分	工 事 の 目 的	主 な 工 法
A	地震の揺れに対する抵抗を増す。	耐力壁の増設・強化、耐力増となる仕上材の変更、基礎の補強等
B	地震による接合部の分離を防止する。	接合部金物、ホールダウン金物等の設置
C	建物の軽量化を図る。	屋根の軽量化、階数の減少
D	その他市の認めた耐震化工法	制震金物等、市が耐震性能の向上に効果があると認めたもの

別記 第2-1号様式		計画適正評価		—		
<div style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">記入例</div> 木造住宅耐震改修（当初・変更）計画適正評価申請書						
袖ヶ浦市耐震改修促進協議会長 様						
私は、以下の耐震診断結果に基づく木造住宅の耐震改修計画について貴協議会の適正評価を受けたいので申請します。						
				申請日	年 月 日	
建物所有者氏名	フリガナ ソデガウラ タロウ 袖ヶ浦 太郎 (印)		住宅の所在地	〒299 - 0292 袖ヶ浦市 坂戸市場1-1		
診断及び補強計画者	住所	袖ヶ浦市奈良輪****		耐震設計監理者登録		
	氏名	計画 建士 (印)	電話	0438-**-****	H 19 設計 - ***	
事前診断の概要	袖ヶ浦市木造住宅耐震診断結果		地盤・基礎	建物の形・壁の配置	総合評価	
	診断番号	H ** - ***	老朽度	筋かい・壁の割合	0.650	
精密診断結果表	診断方法	<input checked="" type="radio"/> 保有耐力診断法		<input type="checkbox"/> 耐力壁工法	<input type="checkbox"/> 伝統工法	
		その他 ()				
	診断結果 (上部構造)	階	方向	評点	判定	
		2	X	1.01	一応倒壊しない	
			Y	0.99	倒壊する可能性がある	
		1	X	0.08	倒壊する可能性がある	
	Y		0.85	倒壊する可能性がある		
	地盤・基礎安全係数		0.90	別紙「安全係数」設定調査書		
	総合評価		0.729			
	診断結果 (その他)	① 地盤の崩壊等	液状化の恐れのある区域			
② 基礎の破壊・亀裂		ひび割れ3mm、3箇所あり				
③ 水平面の損傷		床のきしみ、剛性の低下あり				
④ 柱の折損		浴室周り蟻害補修跡あり				
⑤ 横架材接合部の外れ		金物が少なく、ボルトも不使用				
⑥ 屋根葺き材の落下		瓦、老朽化、ずれが見られる				
補強方針	・基礎の部分的な補強（耐力壁下部、ひび割れ部） ・耐力壁をバランスよく増設 ・改修箇所を中心に可能な限り接合部の金物設置					
改修計画	補強工事概要（工事部位、目的、工事仕様、数量、工期等）				工事費（千円）	
	・基礎補強及びホールダウン設置 Sプレート（1.82m×10箇所）				350	
	・耐力壁設置 クロス仕上げ用耐震壁（0.91m×5箇所）				375	
	・耐力壁設置 筋かい+構造用合板（0.91m×2箇所）				260	
	・接合部金物設置 60箇所				480	
	・開口部補強 仕口ダンパー 4箇所				120	
	補強結果の評価 (上部構造)	階	方向	評点	判定	
		2	X	1.51	倒壊しない	
			Y	1.49	一応倒壊しない	
		1	X	1.46	一応倒壊しない	
Y	1.53		一応倒壊しない			
地盤・基礎安全係数		0.90	別紙「安全係数」設定調査書			
総合評価		1.100	一応倒壊しない			
※協議会使用欄	会長		印		耐震改修補強計画審査委員会承認欄	
					委員名 印 登録番号	
					委員名 印 登録番号	